日本国憲法｜条文の穴埋め〈問題〉

第9条・第14条・第25条・第41条・第96条 名前：

第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする①［＿＿＿＿］を誠実に希求し、②［＿＿＿＿］の発動たる③［＿＿＿＿］と、④［＿＿＿＿］による威嚇又は武力の行使は、⑤［＿＿＿＿］を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

２ 前項の目的を達するため、⑥［＿＿＿＿］その他の⑦［＿＿＿＿］は、これを保持しない。国の⑧［＿＿＿＿］は、これを認めない。

第14条

すべて国民は、①［＿＿＿＿］に平等であつて、②［＿＿＿＿］、③［＿＿＿＿］、性別、④［＿＿＿＿］又は門地により、政治的、⑤［＿＿＿＿］又は⑥［＿＿＿＿］関係において、差別されない。

２ ⑦［＿＿＿＿］その他の貴族の制度は、これを認めない。

３ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第25条

すべて国民は、①［＿＿＿＿］で②［＿＿＿＿］な③［＿＿＿＿］の生活を営む権利を有する。

２ 国は、すべての生活部面について、社会福祉、④［＿＿＿＿］及び⑤［＿＿＿＿］の向上及び増進に努めなければならない。

第41条

国会は、①［＿＿＿＿］の②［＿＿＿＿］であつて、国の唯一の③［＿＿＿＿］機関である。

第96条

この憲法の改正は、①［＿＿＿＿］の総議員の②［＿＿＿＿］以上の賛成で、国会が、これを③［＿＿＿＿］し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その④［＿＿＿＿］の賛成を必要とする。

２ 憲法改正について前項の承認を経たときは、⑤［＿＿＿＿］は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを⑥［＿＿＿＿］する。